

令和4年7月28日

## まちづくり委員会資料

所管事務報告

JIS規格に適合しないコンクリートが出荷された事案について

資料 JIS規格に適合しないコンクリートが出荷された事案について

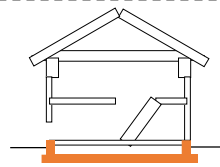
まちづくり局

## 1 事案概要

○レディーミクストコンクリート（規格番号：JISA 5308）の認証製造業者である（有）小島建材店について、令和4年2月3日にJISマーク表示制度の登録認証機関である一般財団法人建材試験センターが審査を実施したところ、生産量と出荷量の記録が整合しない、荷卸し時に余ったコンクリート（以下「戻りコンクリート」という。）に新たに製造したコンクリートを混ぜて出荷するなど、適切な製造及び出荷が継続的に行われていない状態でJISマーク品を出荷していた事実等が確認されたことから、同年2月21日付けでJISマーク認証が取り消されました。

○国土交通省の調査によると、戻りコンクリートが住宅の基礎等の建築基準法第37条の規制対象部位に使用された疑いが持たれるのは、令和4年1月7日から同年2月3日までの間に出荷された市内20現場（市外含む）総数30現場

となっており、建築基準法に抵触する恐れがあることから、事実関係の確認や法適合に向けた対応が必要となります。



### 建築基準法第37条（建築材料の品質）

○建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料は次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。  
 [1号] JIS（日本産業規格）等の規格に適合するもの  
 [2号] 国土交通大臣の認定を受けたもの

## 2 これまでの市の対応経過

○国土交通省から情報提供のあった令和4年3月30日以降、工事施工者や（有）小島建材店に対し、建築物の竣工状況や引き渡しの有無などヒアリング調査を実施し、建築物の状況や関係者を把握するとともに、戻りコンクリートを規制対象部位に使用した建築物の特定に向けて、建築基準法第12条第5項に基づく調査を実施

○国土交通省や関係特定行政庁と情報交換会議を複数回行い、今回の事案における建築基準法の解釈や該当建築物の対応方針について協議

## 3 建築基準法に抵触する建築物について

○当初、国土交通省から情報提供があった市内の20現場のうち、57棟について建築基準法に基づく調査を実施し、戻りコンクリートを規制対象部位に使用した建築物を18現場20棟と特定いたしました。

○建築基準法に基づく調査では、戻りコンクリートを出荷した車両や打設箇所等の詳細調査により、規制対象部位への使用や、複数棟現場において打設した棟を確認し、現場数と棟数を特定しております。また、使用された戻りコンクリートについて、JIS A 5308に規定された項目の適合調査を行い、その製造法はJIS規格に適合していないことを確認しました。

○この結果、戻りコンクリートを規制対象部位へ使用した建築物は、いずれも建築基準法に抵触することとなると結論づけました。

### JISA 5308の規定のうち抵触する項目

9.2.1a) セメント、骨材、水及び混和材料は、それぞれ別々の計量器によって計量しなければならない。  
 9.3 a) レディーミクストコンクリートは、9.1.3に規定するミキサによって、工場内で均一に練り混ぜる。  
 9.4 b) 運搬時間は、生産者が練混ぜを開始してから運搬車が荷下ろし地点に到着するまでの時間とし、その時間は1.5時間以内とする。  
 12.2) 生産者は、運搬の都度、運搬車1台ごとにレディーミクストコンクリート納入書を購入者に提出しなければならない。

### 調査対象

	現場数	棟数
川崎市	20	57
高津区	3	8
宮前区	4	11
多摩区	8	27
麻生区	5	11

### 結果

	現場数	棟数
川崎市	18	20
高津区	2	2
宮前区	4	4
多摩区	7	7
麻生区	5	7

## 4 公共工事について

○国土交通省から情報提供があった市内の20現場の中には、本市が発注する公共工事（以下「公共工事」という。）は含まれておりませんが、公共工事では、建築基準法の規制対象部位以外の雑コンクリートや、側溝などの土木工事についても仕様書で、原則、JIS認証工場で作られたコンクリートを使用することとしています。

○そこで、公共工事について、（有）小島建材店が戻りコンクリートを出荷した恐れのある期間に、同社のコンクリートを使用した工事を抽出し、工事の請負業者、及び同社に戻りコンクリートの使用の有無を確認した結果、全ての工事において、戻りコンクリートを使用していないことを確認しました。

## 5 対応方針の決定

○建築基準法に抵触することとなる建築物について、国土交通省や関係特定行政庁と協議し、次の通り対応方針を決定しました。

### 【対応方針について】

● 建築基準法の適合に向けた対応は、次の(A)又は(B)のいずれかの手法による

(A) 必要な改修工事の速やかな実施（基礎の打ち直し等）

(B) 国土交通大臣の認定の取得（建築材料 又は 構造耐力に関する大臣認定）

・手法(B)を選択し、国土交通大臣の認定を取得するまでの間、居住する等、建築物を使用する場合には、建築物の当面の安全性の確認について報告を求める

### 【建築物の当面の安全性の確認について】

1. コンクリート強度の確認（第3者機関）

- ・実際の建築物から、リバウンドハンマー試験やコア抜きによる強度試験
- ・再現コンクリートによる強度試験

2. 目視等による確認（一級建築士等の有資格者）

- ・基礎の劣化及び損傷の状況等の定期的な確認

※なお、報告の中で、コンクリート強度や目視等の調査により建築物の当面の安全性が確認できた場合には使用禁止等の命令は行わない。

## 6 今後の対応について

○工事施工者や所有者等の関係者へ、建築基準法への適合に向けた対応を求める書面を7月21日付けで発送しましたので、各建築物の対応方針について、9月末を目途に確認してまいります。

○各建築物の対応方針の決定にあたっては、所有者や建築主の意向等が適切に反映されるように、工事施工者等に丁寧な説明や対応をしていただくよう求めてまいります。

○また、すでに所有者へ引き渡しを行っている建築物については、建築物の当面の安全性の確認が速やかに行われるよう、工事施工者等に求めてまいります。

○各建築物の進捗確認等を行い、市内全ての建築物が適法となるよう、国土交通省や関係特定行政庁と連携を図りながら対応を進めてまいります。

○市民の方々からの問い合わせ等につきましては、建築指導課において丁寧な対応を行ってまいります。